

令和4年度（2022年度）熊本県立八代高等学校入学志願者募集要項

熊本県立八代高等学校 〒866-0885 熊本県八代市永碓町856
TEL (0965) 33-4138 (代表) FAX (0965) 35-8463

I 後期(一般)選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期(特色)選抜又は中高一貫教育(連携型)に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中等部を含む。）を卒業した者又は令和4年（2022年）3月に卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和4年（2022年）3月に修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 募集人員

募集定員240人から本校に併設する熊本県立八代中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

3 通学区域等

- (1) 本校の通学区域（学区）は県南学区とする。
- (2) 上記以外の学区外の出願者に入学を許可し得る数は、後期(一般)選抜の募集人員の13パーセント以内とする。なお、学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、後期(一般)選抜の募集人員の5パーセント以内とする。

4 出願期間

- (1) 令和4年（2022年）2月1日（火）から2月4日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願の場合は、2月3日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 県外からの出願においても出願期間は（1）に示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によってこの期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに本校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学することが確認できることを条件に、特例として令和4年（2022年）2月14日（月）から2月18日（金）午後4時まで受け付ける。なお、この場合、やむを得ない事情のため令和4年（2022年）2月4日（金）までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

5 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類等を在学する中学校長又は出身中学校長（以下、「出身中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

(ア) 入学願（本校所定のものを用いる。）

- a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- b 本校の学区外の中学校出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。
- c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、本校校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあることを証

明する書類を提出させることができる。

d 入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、次のとおりとする。

(a) 「生活の本拠」欄は番地等の記入を要しない。

(b) 事情がある場合は記入を要しない。なお、出身中学校長は出願期間内に本校校長に説明をするものとする。

(イ) 受検票（令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項の様式2）

以下、「様式番号」を標記

(ウ) 写真票（様式3）

(エ) 入学者選抜手数料納付証明書貼付台紙（様式4）

入学者選抜手数料は、2,200円とする。指定の納付書により、令和4年（2022年）1月21日（金）から2月4日（金）正午までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選抜手数料納付証明書を様式4に貼付する。いったん納付した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。なお、留意事項については、納付書裏面を参照すること。

(オ) 自己申告書（様式6）

a 出願者のうち、欠席日数が1年間で30日以上の方については、自己申告書を提出することができる。ただし、30日未満の日数であっても希望する方は提出することができる。

b 自己申告書（様式6をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。

c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封の上、厳封した後、出身中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。

(カ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式30）

県外中学校出身者で本校に出願する方は、県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付すること。

(キ) 海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式31）

海外帰国生徒等の特別措置（※Vの2を参照のこと。）の適用を受けようとする方は、特別措置適用申請書を添付すること。

(ク) 郵送による出願は、受検票送付のため、出願者本人の住所・氏名を記入し、返信用切手404円分（郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分）を貼付した返信用封筒を同封すること。なお、2月3日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの（ア）～（ク）のほか、所定の調査書及び成績一覧表を、令和4年（2022年）2月14日（月）から2月16日（水）午後4時までに、本校校長に提出すること。

ウ 高等学校長による手続

本校校長は、提出された上記アの（ア）～（ク）を受理した場合は、受検票を交付する。 *（オ）～（ク）については該当者。

(2) 出願の制限

出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(3)の「出願変更」及び(4)の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、本校へ出願を取り下げて、別の高等学校へ出願することも含む。）も認めない。

(3) 出願変更

ア 出願した高等学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。
イ 出願変更期間は、令和4年（2022年）2月7日（月）から2月10日（木）までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了すること。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

（ア）出願変更したい者は、出身中学校長を経て、本校校長に、「出願変更願（甲）」（様式14：白色）、「出願変更願（乙）」（様式15：緑色）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願（甲）」及び受検票は、本校で保管する。）

（イ）受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。（自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。）

(4) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。）

出願取消しの場合は、令和4年（2022年）2月14日（月）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

6 選抜

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

令和4年（2022年）2月24日（木）及び25日（金）の両日、午前10時から実施する。

イ 検査場

熊本県立八代高等学校

ウ 学力検査問題

（ア）検査教科、検査時間及び配点等

a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。

b 検査時間は、各教科とも50分とする。

c 配点は、各教科とも50点とする。

（イ）学力検査時間割

第1日 2月24日（木）

本校第一体育館集合 9：20

点呼・諸注意 9：25～9：35

検査室への入室 9：35～9：55

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	国語	10：00	10：50	50
休憩				
第2時限	理科	11：20	12：10	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む)	13：20	14：10	50

第2日 2月25日(金)

本校第一体育館集合 9:30
点 呼 9:30~9:35
検査室への入室 9:35~9:55

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:20	12:10	50

エ 選抜の手順

(ア) 第1選考

「令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項」による第1選考を実施する。

(イ) 第1選考後の選抜基準

学力検査(5教科250点満点)の総計点を3倍した得点(A)と評定の総計点(180点満点)(B)との合計点(A+B)を主たる資料とし、選抜を行う。

オ 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス、昼食、上履き、下足入れを持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器(携帯電話等)等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

(2) 健康診断

本校校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

7 合格者の発表

- (1) 合格者は、令和4年(2022年)3月7日(月)に受検番号で発表する。本校における掲示の発表は行わず、特設Webページで発表する。詳細については、別途通知するとともに県教育委員会のホームページに掲載する。本人宛てに可否結果の通知は出さない。
- (2) 電話による問い合わせには、いっさい応じない。
- (3) 入学辞退者は、直ちに出身中学校長を経て、本校校長に文書で申し出ること。

8 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

9 入学予定者説明会

本校第一体育館において入学予定者説明会を行うので、合格者は筆記用具を持参のうえ、必ず保護者同伴で出席すること。(無届で出席しない場合は、入学辞退者として取り扱うことがあるので注意すること。)なお、期日等については後日連絡する。

10 後期(一般)選抜の追検査

(1) 資格

令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜の後期(一般)選抜に出願し、次のア~オのいずれかに該当する者で、追検査による受検を希望する者。ただし、後期(一般)選抜の学力検査(以下、「本検査」という。)を受検することができなかった者に限る。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、後期(一般)選抜当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜当日が保健所の健康観察の期間内にある者。

エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ その他やむを得ない理由により、後期（一般）選抜を受検することができなかった者。

(2) 受検できる高等学校

受検できる高等学校は、後期（一般）選抜に出願した本校とする。

(3) 募集人員

若干名

(4) 申請期間及び手続等

希望者は、令和4年（2022年）2月24日（木）から3月1日（火）までの間、出身中学校長を経由して、本校校長に、追検査受検願（様式16）を提出すること。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。本校校長は、出身中学校長へ3月7日（月）までに追検査承認の可否を伝える。なお、本校校長から追検査の受検が承認された者（以下、「対象者」という。）のみ追検査を受検することができる。

(5) 選抜

ア 学力検査

(ア) 学力検査日時

令和4年（2022年）3月14日（月）、午前9時30分から実施する。

(イ) 検査場

熊本県立八代高等学校

(ウ) 学力検査問題

a 検査教科、検査時間及び配点

(a) 検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。なお、英語の検査においてリスニングテストは実施しない。

(b) 検査時間は、各教科とも50分とする。

(c) 配点は、各教科とも50点とする。

(d) 対象者のうち、海外帰国生徒等の特別措置を承認されている者については、国語、数学及び英語のうち、承認された教科での実施とする。

b 学力検査時間割

3月14日（月）

本校第一体育館集合 9:00

点呼・諸注意 9:00～9:10

検査室への入室 9:10～9:25

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	国語	9:30	10:20	50
休憩				
第2時限	数学	10:40	11:30	50
休憩				
第3時限	英語	11:50	12:40	50

(エ) 選抜の手順

出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び学力検査

の結果を資料として選抜を行う。

(才) 受検者の携帯品

本検査に準じる。

(6) 合格者の発表等

本校校長は、選抜結果について、郵送で令和4年(2022年)3月16日(水)に、対象者に通知(様式18)するとともに、出身中学校長に通知(様式19)する。

(7) 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

11 その他

(1) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(2) この入学志願者募集要項に記載のない事柄については、「令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項」によるものとする。

Ⅱ 二 次 募 集

合格者数が募集定員に満たない場合、二次募集を実施する。詳細については、「令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項」によるものとする。

Ⅲ 県外からの出願の手続

- 1 県外中学校出身者で本校に出願する者は、この要項のⅠ後期(一般)選抜5の(1)に示した必要書類等のほかに、県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式30)を本校校長に提出すること。
- 2 当該中学校長は、成績一覧表(様式8)については、熊本県教育委員会(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛て)及び本校校長に各1部を令和4年(2022年)2月14日(月)から2月16日(水)までに提出しなければならない。なお、様式については、本校校長に問い合わせること。また、当該教育事務所長等の証明はなくてもよい。
- 3 書類不備の場合、入学願は受け付けない。
- 4 出願に当たっての必要な書類は、本校校長に請求すること。

Ⅳ 障がいがある受検者への配慮事項

- 1 出身中学校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。
- 2 本校校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

Ⅴ 海外帰国生徒等の取扱い

1 海外帰国生徒等への配慮事項

- (1) 出身中学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。
- (2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮

が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置

(1) 資格

次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

ア 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成28年(2016年)4月1日以降に帰国した者

イ 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成28年(2016年)4月1日以降に入国した者

ウ 海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成31年(2019年)4月1日以降に帰国した者

(2) 特別措置の内容

ア 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。

イ 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

(3) 出願手続等

ア 出身中学校長は、(1)のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検が必要と認められる者が受検を希望する場合には、すみやかに本校校長に連絡すること。

イ この特別措置の適用を受けようとする者は、出身中学校長を経由して、海外帰国生徒等の特別措置適用申請書(様式31)を入学願とともに本校校長に提出すること。

ウ 本校校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、県教育委員会の承認を受けて、特別措置を実施するものとする。

VI 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」を徹底的に回避するとともに、受検者や検査監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を整える。

1 検査場の衛生管理体制等の構築

本校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じる。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施する。

(1) 事前の準備

ア 検査場の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検者間(左右は肩と肩、前後は胸と背中)に原則1メートル以上の間隔を確保する。

イ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。また、検査場入口や検査場ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。

ウ 検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、各自で毎朝の検温の結果等を記録する。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとる。

エ 別室の確保

以下の（ア）～（キ）の対象者については、それぞれ別室を準備する。別室においては、2メートル以上の間隔での座席配置を行う。

- （ア）体調不良者（通常の疾患やけが等）
- （イ）インフルエンザ等感染症感染者
- （ウ）当日発熱・咳等の症状のある者
- （エ）特別の事情によりマスクの着用が困難な者
- （オ）無症状の濃厚接触者（詳細は1(2)オ及びカを参照）
- （カ）医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
- （キ）合理的配慮を要する障がいのある者

オ 検査場の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査場の清掃を十分に行い、消毒用アルコールを使用して、机、椅子の拭き取りを行う。また、トイレ、手すりについても、同様の対応をする。

検査開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

カ 集合時及び検査場への入場方法

受検者同士の間には1メートル以上の間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行う。

キ トイレの使用

トイレ入口に動線を示すとともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示する。また、発熱・咳等の症状のある受検者や無症状の濃厚接触者に該当する受検者に対し、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保する。

ク 検査終了時の検査場からの退出方法

終了時の混雑を避けるため、各検査場からの退出は検査監督者等の指示に従うこと。

ケ 引率者等控室の設置

引率者等控室については原則設置しない。

コ 検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践する。

サ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検者リストを作成する。

(2) 検査当日の対応

ア マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付ける。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めない。検査監督者等についても同様とする。写真票との照合等、受検者本人確認の際はマスクを外し、受検者が発言しないような方法で確認する。マスクの着用にあたっては、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者への影響を及ぼす機能のついたマスクは着用し

ないこと。

なお、特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長を通じて本校校長に申し出ること。本校校長は事前の申し出を受け、マスク着用が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、別室において受検をさせる。

イ 検査場入場前の対応

発熱・咳等の症状のある場合は、「外受付」を設置し、受付を行う。

ウ 検査場ごとの手指消毒の実施

検査場への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を行うこと。検査監督者等についても同様とする。

エ 発熱・咳等の症状のある受検者への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を検査監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示する。受検者が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査場を確保し、状況について出身中学校長に連絡する。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検者に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検者の受検を中断し、別室での受検を提示する。

オ 無症状の濃厚接触者*への対応

*本募集要項における濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下の（ア）～（エ）のいずれの要件も満たし、本募集要項で示す感染対策が講じられており、受検者が受検を希望する場合は、検査の前日までに、出身中学校長を通じて、本校校長に、入学者選抜に係る理由書（様式33）を提出すること。本校校長はこの理由書を受け、要件を満たすことを確認した上で別室において受検を認める。

（ア）初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR検査等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受検不可とする。

（イ）受検当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検者から検査の前日までに、出身中学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記（ア）及び（イ）の要件を満たすことを確認した上で受検を認める（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受検をさせる）。

（ウ）公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

※出身中学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

（エ）終日、別室で受検すること

カ 無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じる。

（ア）建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確保する

※受検者同士の距離を一定間隔空けるなどの対策を取る。

（イ）別室では受検者の座席間隔を2メートル以上確保する

（ウ）受検者と検査監督者の距離を2メートル以上確保する

（エ）受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の

手指消毒を徹底する

キ 体調不良の検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとる。

ク 換気の実施

1 教科終了ごとに、すべての窓を、10分以上開放する。

ケ 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等を行わず、受検者には昼食持参と検査における指定した席での食事を指示する。

コ 検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行う。

(3) 検査終了後

ア 検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとる。

イ 検査場の机、椅子の消毒

各日の検査終了後、消毒用アルコールを使用した拭き取りを行う。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をする。

ウ 保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、本校は、すみやかに高校教育課及び域内の保健所に連絡する。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行う。

2 受検者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、出身中学校長はあらかじめ受検者に次の点を周知しておくこと。

(1) 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

(2) 医療機関での受診

受検者は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

(3) 受検できない者

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、1（2）オ及びカで示す条件のもと、受検できる）

(4) 検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出ること。症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照

合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみ受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長を通じて受検する高等学校長に申し出ること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控えること。

(5) 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査場の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な日は持参し、検査における指定された席で食事をとること。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

(6) 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

(7) 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけること。

Ⅶ 郵送による個人情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。

1 提供する個人情報

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 提供を希望できる者

上記1の学力検査の出願者本人

3 提供する期日等

令和4年（2022年）3月24日（木）から3月28日（月）までの間に、本校から本人宛て簡易書留にて発送する。

4 提供を希望する際の手続等

(1) 個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願（様式32）及び返信用封筒（長形3号）を、入学願とともに本校校長に提出すること。なお、返信用封筒には、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分（郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分）を貼ること。

(2) 出願変更をする場合は、出願者は、本校校長から、提供希望願及び返信用封筒を受け取り、新たに出願変更をする高等学校長に提出すること。

5 留意事項

(1) 提供希望願（様式32）は、中学校において作成すること。

(2) 出身中学校長は、入学願及び提供希望願により、提供の希望の有無を確認すること。さらに、返信用封筒の宛名が出願者本人であり、宛先が出願者本人の住所であることを入学願により確認すること。また、切手の貼付の有無も確認すること。

Ⅷ 中高一貫教育（併設型）に係る本校への入学について

県立八代中学校第3学年の課程を修了後、引き続き本校への入学を志願する者に対しては、選抜を行わない。ただし、他の高等学校等へ出願した場合は、この限りではない。